

第10回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）

議事録（案）

1. 日時： 令和6年1月29日（月）13時～14時50分

2. 場所： オンライン会議（Webex Webinars）

3. 出席者：

（座長） 戸田 光彦

（委員） 石橋 徹 鈴木 大

三谷 伸也

（環境省） 松本外来生物対策室室長

藤田外来生物対策室室長補佐

末永外来生物対策室専門官

（農林水産省） 古林大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐

湊谷大臣官房みどりの食料システム戦略グループ係員

4. 議事：

【事務局（今井）】 時間になりましたので、ただいまより第10回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）を開催いたします。

司会進行は、環境省より本件に係る業務を請け負っております一般財団法人自然環境研究センターより、私、今井が務めます。

開会に当たりまして、事務局を代表し、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室長の松本様より御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【環境省 松本外来生物対策室室長】 皆様、こんにちは。ただいま、紹介にあずかりました環境省外来生物対策室長の松本でございます。環境省、農水省、事務局を代表して、冒頭挨拶をさせていただきます。

今回、爬虫類・両生類グループ専門家会合につきましては、前回のアメリカザリガニ、アカミミガメに関する検討以来1年半ぶりの開催となります。前回、法改正を踏まえた選定に係る専門的な検討プロセスにおいては大変お世話になりました。そして、今回は、前回の検討から変わるところとして、2名の専門家の委員の先生に交代されまして、鈴木先生、三谷先生に新たに加わっていただき、専門的な知見から御意見、審議いただければと思います。お忙しい中での御協力、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

そして、本日の議題は、特定外来生物の選定と未判定外来生物の判定について、2点ございますが、1点目は、かねてより、日本の固有種であり、文化財保護法において特別天然記念物に指定されております在来のおオサンショウウオ、こちらとの交雑が大きな問題、課題となっております。チュウゴクオオサンショウウオにつきまして検討いただきます。こちら、特定外来生物の選定に当たっての前提条件というところがかなり学術的な面で進展があったという情報、もしくは報告を踏まえて、本日、議題として提案させていただいております。

また、外来生物法21条に基づく未判定外来生物の輸入の届出に関して、未判定外来生物として届出を受理したところ、アフリカヒキガエルに関するものなのですが、こちらの影響評価に関するものが議題の2つ目になります。本日の会合におかれまして、この2つの種に加え、チュウゴクオオサンショウウオと在来のおオサンショウウオとの交雑個体、計3種に関しまして、生態系への影響、被害に関して、専門的な知見から御意見をいただければと思います。オンラインの会合になりますが、事務局として円滑な運営に努めますので、何とぞよろしく願いいたします。

冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

【事務局（今井）】 ありがとうございます。

会議冒頭のカメラ撮りについてはここまでとさせていただきます。よろしく願いします。

本会議はウェブエックス、オンライン会議システムにて運営しております。傍聴については、事前に希望された方に限り傍聴可能としております。

本日の検討会の出席者の御紹介に当たり、まずは特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）の委員について、環境省から説明があります。お願いします。

【環境省 未永外来生物対策室専門官】 環境省外来生物対策室の未永と申します。

委員名簿を投影しております。先ほど冒頭、松本からのお話にもありましたとおり、前回の会議からグループ会合の委員を変更させていただいております。前回入っていらっしゃいました東邦大学より長谷川先生、高田爬虫類研究所より安川先生が交代され、今回より、東海大学より鈴木先生、株式会社鳥羽水族館より三谷先生に入っております。また、これまでグループ会合の座長として長谷川先生にお務めいただいておりますが、メンバーから抜けられましたので、今回より一般財団法人自然環境研究センターより戸田先生に座長をお務めいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

す。

【事務局（今井）】 ありがとうございます。本日の検討会には、今説明のありました委員全員のほか、事務局として、環境省、農林水産省から名簿のとおり出席しております。

本日の会議資料は10点あります。構成員の皆様には事前にお送りしたとおりですが、また、外来生物対策室のウェブサイトにもこちらの資料を掲載しております。

本日の議事概要も、後日、外来生物対策室のウェブサイトで公開予定です。

それでは、早速、議事に入っていただきますが、以降の進行を戸田座長にお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【戸田座長】 今御紹介いただきました戸田光彦です。よろしくお願いいたします。

私は、2016年の第8回の会議から検討委員を務めておりまして、今回は座長を仰せつかりました。何とぞよろしくお願いいたします。

今、お話があったとおり、委員の交代もありましたので、名簿順で3人の委員の皆様から一言ずついただきたいと思います。石橋委員、お願いします。

【石橋委員】 いのかしら公園動物病院の石橋と申します。亡くなられた安川先生に心から追悼の意を表したいと思います。よろしくお願いいたします。

【戸田座長】 ありがとうございます。

では、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 こんにちは。東海大学の鈴木と申します。今回より参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【戸田座長】 三谷委員、お願いします。

【三谷委員】 鳥羽水族館の三谷でございます。安川先生は同い年ということもあり、かなりショックを受けまして、御冥福をお祈りしたいと思います。今回からよろしくお願いいたします。

【戸田座長】 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ここから議事に入っていきたいと思います。議事次第にありますとおり、本日の議事は2点あります。まず1点目の特定外来生物の選定について進めたいと思います。

では、事務局から、資料説明をお願いいたします。

【末永専門官】 資料1-1を投影させていただきます。

今回、特定外来生物の選定ということで御検討いただきたい種が2種ございます。ま

ず、チュウゴクオオサンショウウオ (*Andrias davidianus*)についてですけれども、かねてより生態系被害防止外来種リスト、正式名称としては、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」ですけれども、そちらにも掲載されている種です。それで、近年、この種と在来のおオサンショウウオ (*A. japonicus*) の交雑個体の分布拡大が著しく、おオサンショウウオの生息密度低下が報告されているところです。今後のおオサンショウウオの保全に向けて、チュウゴクオオサンショウウオと交雑個体、こちら、2つを特定外来生物に選定する候補とさせていただきます。

先に、今後の特定外来生物指定に向けたスケジュールということでお伝えさせていただきます。本日、専門家グループ会合を開催しております。この後、審議が進みましたら、2月に親会合を開催したいと思っています。そこでも特定外来生物に選定することが適切という評価をいただきましたら、本格的に政令改正の段取りに入っていきたいと思いません。春頃に外務省を通じてWTOにSPS通報、パブリックコメントなどを行った後に、夏頃に政令改正、公布、施行に至れたらと思っています。

こちらの資料は終わります。

続いて、資料1-2を投影しております。こちらは今回、2種について、特定外来生物に選定することが適切かどうか、データとして集めてきましたので、この後続く議論はこちらをベースにお話しいただければありがたいなと思っています。

2ページに行きます。チュウゴクオオサンショウウオ、そして、交雑個体に関する情報ということでまとめているのですけれども、まず、冒頭に申し上げたいのは、今回、チュウゴクオオサンショウウオ (*Andrias davidianus*)として指定を検討しているのですけれども、近年の研究で、それが過去にはこの1種として扱われていたところ、4種に分類されることが分かっており、また、未記載種というのも入ってくるというふうに分かっています。今回は旧の粹といいますか、*Andrias davidianus*、昔の大粹ということで指定を検討しているところです。

分類としては、有尾目オオサンショウウオ科、結論としては、すでに御提案のとおり、特定外来生物に指定してはいかがかと思っています。

先ほどちょっと御紹介させていただきましたが、生態系被害防止外来種リスト、本日、参考資料3につけておりますけれども、チュウゴクオオサンショウウオに関して、重点対策外来種ということで分類しております。原産地は中国、定着実績としては、分かっているところでは、1972年に食用として日本に輸入され、チュウゴクオオサンショウウオにつ

いては、これまで京都府を始め5府県で定着が確認されております。また、交雑個体については、岐阜県、愛知県、その他9府県で確認されております。

今回、このような選定の御提案をさせていただいている評価の理由についてです。チュウゴクオオサンショウウオは、申し上げましたとおり、全国の複数箇所に定着しており、日本固有種かつ特別天然記念物であるオオサンショウウオとの間に交雑が生じることにより、オオサンショウウオの保全に影響を及ぼします。チュウゴクオオサンショウウオは寿命が長く、一度定着し交雑が起きると排除が難しく、また、その子孫も繁殖能力を有するため、その遺伝子汚染の影響は大きく、長期的に継続します。チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体は、オオサンショウウオより活発かつ攻撃的であり、繁殖場所を独占し、オオサンショウウオを駆逐しているとされています。こういった理由をもって、本日の御提案に至りました。

以下の情報は、今申し上げたような評価の理由に関する補足情報になりますので、全ての説明は割愛させていただきますが、冒頭、松本の御挨拶にもありましたとおり、このチュウゴクオオサンショウウオについては、最近から被害が報告されていたというわけではなく、以前よりそのようなお話は聞いておりましたけれども、これまで特定外来生物の選定の土台に乗せられなかった理由として、特に交雑種を含めて、特別天然記念物であるオオサンショウウオとの見分けのつけ方が難しいという問題がございました。本日お渡ししている資料の参考資料1の中に、3ページの真ん中頃、特定外来生物に関する基本的な事項として、私どもが整理しているもので、選定の前提とあるのですけれども、その中でも、個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とするということをあらかじめ定めておりますので、こちらがクリアできていない状況だったため、これまで指定の検討ができなかったという背景がございます。このたび、最近ですけれども、日本の研究チームが論文を出されたところによると、チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体は、体色、頭部のイボ状結節の形状、頭胴長に対する頭幅、尾長の割合など、そういったことを相対的に比較することで、在来種との区別が可能であるということが分かりました。このため、今回、御提案に至ることになりました。

その他、関連して、特にお伝えしたい情報としては、チュウゴクオオサンショウウオに関しては、今回、特定外来生物にできればという御提案はあるのですけれども、一方で、ワシントン条約附属書I類に掲載されており、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種

にも指定されているということがあります。

また、現時点で、特別天然記念物、オオサンショウウオの保全に関して、こちら、挙げているような地方公共団体さんが文化庁の天然記念物緊急調査事業により、チュウゴクオオサンショウウオと交雑個体に関する調査や捕獲事業などを既に着手されております。

私からの説明は以上とさせていただきます。御審議、お願いいたします。

【戸田座長】 御説明、どうもありがとうございました。

かなり重たい指定になるなというふうに思いますけれども。ただいま御説明いただきました資料の内容につきまして、委員の皆様からの御意見、御質問を受けていきたいと思えます。どこからでも結構ですので、皆様、ございましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。

【鈴木委員】 確認なのですが、チュウゴクオオサンショウウオというのは複数の種が含まれるという指摘があるという話があったのですが、それらを今回の話では全部含めた上でのチュウゴクオオサンショウウオというふうに呼ぶということをおっしゃっているということによろしいでしょうか。

【末永専門官】 おっしゃるとおりです。これまでに過去に*Andrias davidianus*に分類されていた種が更に細分化というのが適切か分かりませんが、細分化され、プラスで、こちらの3種は分かっていると存じ上げています。しかし、もともとの今回の御提案の理由だったので、特別天然記念物、オオサンショウウオに対する被害を及ぼしているチュウゴクオオサンショウウオとして、旧名称*Andrias davidianus*という枠で様々な研究が行われ、また、捕獲活動なども行われてきたと承知していますので、今回は過去の広い区分において指定を検討しているということでございます。

【鈴木委員】 ありがとうございます。

【戸田座長】 ほかにどうか、内容の部分で御意見をいただければと思います。皆様、いかがでしょうか。

【三谷委員】 研究者の話では、チュウゴクの純系のものとハイブリッドのものとの区別がつかないから、1と2と2種というような形で、ハイブリッドを種と言っていいのか、ちょっとあれなのですけれども、指定をしたほうがいいのかなどは思うのですが、やはり外観上の区別というのはなかなかつかないものなのですか。ハイブリッドとオオサンショウウオの区別はつくけれども、チュウゴクとハイブリッドの区別がつかないから、2種ともこういう枠で規制をかけたほうがいいんじゃないかという御意見なのではないでしょうか。

【事務局（大田和）】 事務局、自然研の大田和です。

三谷先生の御指摘のとおりでして、日本の種と*Andrias davidianus*とハイブリッドの区別は外見上でできるということなのですけれども、チュウゴクとハイブリッドに関しては重なる共通形質が大きいので、日本のオオサンショウウオへの影響を考慮するために、交雑個体と純系、両方指定するという手はずで進んでおります。

【三谷委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【戸田座長】 交雑の場合には、戻し交雑も起こるようですから、どんどん、どちらかに寄っていくということが起こり得るわけですね。もう既に指定されているカメとか、サルとか、魚でも同じようなことが言えるかもしれませんが、当面、今、野外にいるものとか、出回っているもの、売られているものではないと思いますけれども、それに関しては、基本的には区別ができるということが、この資料の中にはありますので、このことを根拠にして、指定に向けて検討しようという土俵に乗ったというのが現状かなというふうに思っております。

識別の問題もありますけれども、チュウゴクオオサンショウウオのことは京都大学、京都市、京都府あたりが中心となり防除のいろいろな取組がなされてきていると思うのですが、資料の内容とか、指定をどうするかということに関しまして、御意見、御質問等、よろしくをお願いします。

【鈴木委員】 先ほどの自分の質問とも関係するのですが、この規定の中にタイトルというのですか、その中に学名を入れると、複数種含まれている要素があり得るんですよという点が抜けてしまうというか、誤解されやすいのではないかというふうに思っていますので、学名の表記ですね、チュウゴクオオサンショウウオと書いて、学名があつて、その後、※があつたりするのですが、そこら辺が誤解のないようにしておかないとまずいのではないかなというふうに感じました。

【戸田座長】 ありがとうございます。事務局、何かありましたらお願いします。

【末永専門官】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、先ほど私は、特定外来生物指定の目的を達成するために、旧名称の*Andrias davidianus*で指定したいというふうに申しましたけれども、今おっしゃっていただいたとおり、名称が分かりづらいことで、逆に目的を達成されなかったら元も子もないと思いますので、これは法令上の手続の関係もありますので、法制局とも相談しながら、どのような表記が適切かというところをしっかりと検討してまいりたいと思います。

【石橋委員】 今、定着している連中、これをさくさくとDNA検査でもして、4種のうちのどれに相当するののかというのを同定してしまえば話が早いんじゃないですかね。複数種、入っちゃっているということなんですか。輸入されたときに、同所的にすんでいる2種類とか3種類とか混じって輸入されて日本に散らばっているとかということがあるんですかね。今いるやつらが4種のうちのどれだということが明らかに判明するのだったら、その学名でやっていったらいいのかなという気がしますけど。

以上です。

【事務局（大田和）】 今の石橋先生の回答なのですけれども、まず、おおよその日本に入っているもののほとんどは*Andrias davidianus*なのですが、一部、ハイブリッド個体の遺伝子検査の結果、*sligoi*であろう確率がある個体も検出されたり、現在、過去に入ってきた純系のものは、なぜか個体の生態的な寿命ですと生存していてもおかしくないのですが、最近ではほととれずに、ほぼハイブリッドしかとれない状況になっており、実際にどの種が入ったか、ほとんどが*davidianus*であることは問題ないのですけれども、一部、複数、ほかの種が入っていた可能性についても否定できないことと、また、最近やっと分類が区別されたのですが、現在、純系のDNAがほぼ手に入れられない状況から、実際に、例えば*davidianus*のみを指定して、後から*sligoi*とか、また新たな未記載種が発見された場合、その対応ができないということから、日本へのオオサンショウウオの影響を考えて、広く可能な限り指定したいという意向でこのような表記にさせていただいております。

【石橋委員】 ありがとうございます。納得しました。

【戸田座長】 日本の小型サンショウウオなんか最近非常にたくさんの種が記載されて、分類が大きく変わっている状況で、日本産のオオサンショウウオは割と遺伝的には均一だというふうに報告があったと思うのですけれども、大陸の旧*davidianus*はかなり複雑になっているようで、これからもまだ新種が出てくるかもしれないと。これからオオサンショウウオが大きく移動される、たくさん輸入されるという事態は考えにくいと思うのですけれども、基本、被害のおそれのあるものは広く指定しておいたほうがよいという考え方でしょうし、例えばオオサンショウウオ属（日本のオオサンショウウオを除く）というようなやり方もあるかもしれないと思いますので、そこは事務局のほうで判断というか、考えていただければと思います。

分類の話もありますけれども、それ以外のところで、この資料の内容とか、被害の状況

とか、もし御質問とか御意見がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

生態系被害という点では、これはかなり明確な種類だと思いますので、そういう点では、例えばちょっと被害があるかどうかよく分からないとか、侵略性についてよく分からないという外来種ではないというふうに思います。

【三谷委員】 ハイブリッドのものに関しまして、例えばオオカミ犬とか、ハイブリッドだから例えば特定動物の許可を取らなくていいだろうとか、種じゃないからとかという意見が一部では言われることがあるんですね。そういうのがかなり後から追うことが全くできなくなってしまうという危険性を考えますと、やはりここで法規制というのはきちんとしておいたほうがいいのだろうなと想像はつきます。ですので、先ほどの戸田先生のお話ではないんですけども、明らかに生態系にかなり影響が出ているのだというのが明確な種類であるので、ハイブリッドであろうが、純系であろうが、そこはきちんとして指定しておいたほうがいいなと思う次第です。

それともう1点、石橋先生からの御質問があったのですけれども、日動水のほうでも、各園館、純系と言われるチュウゴクオオサンショウウオを飼っておりますけれども、やはりその中でも、もしかしたらこの種はちょっと違うんじゃないかというのも出てきているようなので、そのあたりもきちんとしたほうがいいんだろうなと思っております。

以上です。

【戸田座長】 今、三谷委員がおっしゃったオオカミ犬の話は、動物愛護管理法との関係でということですね。分かりました。どうもありがとうございます。

【石橋委員】 指定を否定する理由はほぼないと思うんですけども、先ほどの戻し交配の話になると、むしろ待ったなしというか、急がないと、オオサンショウウオ寄りの識別不能の形態になってしまうのがどんどん出てくると、ますます現場の防除がやりにくくなるのかなと、ロンサム・ジョージの復活の活動の逆バージョンですね、どんどん代を重ねるごとにオオサンショウウオっぽい交雑種ができてしまうというところとよくないので、指定は早いほうがいいのかなとは思いますが、1点だけ、防除とか何かいろいろなことをやっていらっしゃる現場の皆さんの動画とか写真とかを見ますと、プールみたいなところに物すごい数の保護個体を飼っていらっしゃる。これ、大変な労力とお金がかかるだろうなというのは推測されるのですけれども、これ、指定された場合に、現場で苦勞して世話をしていらっしゃる、引き受けていらっしゃるいろいろな園館とかに、何か負担という

か、困ることがあってしまっただけは、それは申し訳ないと思うので、その辺、実際指定されたほうが、逆にあの人たちは何か具体的に もっと動きやすくて、ちょっと言葉ははばかりますけれども、例えば安楽処分とかそういうのもしやすくなるとか、何かいいことがあるのならいいのですけれども、もし現場でいろいろ抱えちゃっている方が困るようなことがあるのだといけないので、その辺の現場の声というのを積極的に聞いたほうがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【戸田座長】 貴重な意見、どうもありがとうございます。私も全くそのとおりでなくて聞いておりました。

要は日本にかなり前に入ってきて定着もして、先ほど事務局から御説明があったとおり、今は純粋なチュウゴクというよりは、交雑個体がすごく優占的にいる場所が一部あるという状況かなと思うんですけれども、その対策が、より速やかにというか、円滑に、効果的、効率的にやられるようにというところはとても大事な観点だと思いますので、そこは十分気をつけながら進めていただきたいと思います。

今、防除の話も出ましたし、その辺の指定後のことも少しここで皆様の御意見をお聞きしていきたいのですけれども、まず、指定することに関しまして、明示的に、4人の委員として支持をするとか、賛同するという確認を取りたいと思うのですけれども、皆さん、よろしいですね。手を挙げていただければ。

(一同異議なし)

【戸田座長】 ありがとうございます。では、全委員の一致で、チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体に関して、指定をすべきだという意思を示したということにしたいと思います。

今、石橋さんからお話がありましたけれども、もうかなりいろいろ進んでいて、私も、京都市と京都大学が実施している防除の現場を何回か同行させていただいて、すごく大変な作業であるということを見せていただいたこともあって、しかも、場所によっては本当に交雑種だらけになっているので、どうしたらいいのかなということを思いながら見せていただきました。飼育とか、獣医学とか、交雑とかの御専門をお持ちの皆様、それぞれ対策とかに関しても知見とか意見とかがあるのではないかと思いますので、少しその辺に関しまして、この後、議論とか、意見交換できればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【鈴木委員】 私は大学にいるという点もあるのですけれども、研究費ですか、お金がかかる活動もたくさんあると思うのです。そういった中では、いろいろと研究して調べなければいけないとか、当然ながら人件費とかそういったものが入ってくると思うのですね。なので、オオサンショウウオ問題だけに限らないのですけれども、外来種問題に対して、やはりたくさん——たくさんという言い方も合っているか分かりませんが、研究費を準備していただけると、そういった点では、より様々なことが分かってくるだとか、今後の対策につながるのではないかと思います。

加えて、今回、オオサンショウウオですと、天然記念物ということになりますので、文化庁さんとか、そういったところとの連携とか、そういったものもしていくという点で、より広い人たちを巻き込んで、大きい規模で活動ができればいいというふうに思っております。

以上です。

【石橋委員】 京都でしたっけ、鴨川でしたっけ、ほとんど交雑種というところがあると考えたときに、水系ごと全駆除、純血種を、日本のやつを再導入するのকাশないのか、本当にいなくなったことが確認されない限りは、再導入はできないですよ。またハイブリッドできちゃうので。そんなことが本当に実現可能なかどうかというところ。不可能そうだから再導入は考えないけど、取りあえずそこは全部駆逐してしまうとか、難しい問題があると思うのですけれども、再導入というのを考えたときに、今度は日本のオオサンショウウオが日本の水系ごとに何か固有性があるのかどうかというのの基礎研究にも、予算があったほうがいいのか。例えば大分にすんでいる個体群と本州のほうの個体群とかに差がないのかなというのは、ちょっと不思議ではあるのですけれども、もし水系ごとの差があるのだとすれば、再導入なんかも結構デリケートな問題になってしまうと思いますし、あと、交雑が進んでいるということに関する対策であるならば、積極的に純血の個体をあらかじめ水系ごとに捕まえてきて域外保全という形でキープしておくというのも、先手を打って並行してやっていくべきなのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【戸田座長】 今回の2つの御意見に関して、環境省さんのほうからもし何かありましたらお願いします。

【末永専門官】 御意見、ありがとうございました。

まず、今回の指定に当たっては、文化庁さん始め、また、文化庁の補助事業をされてい

る府県さん、市町さんにたくさんの御協力をいただいて、このような資料作成に至っていると、私もプールでたくさん交雑個体を飼っているという話も伺っていましたし、引き続き、指定後についても、特定外来生物種の指定の目的を果たすためにも、しっかり文化庁サイドと連携しながらいろいろ取り組んでいきたいと思っております。

私どもから言えることとしては、特定外来生物に指定されることにより、私どもが今年度から御用意しております、特定外来生物に係る交付金など、地方公共団体さんに御活用いただけますので、ぜひ、研究活動も絡ませたりしながら、地方公共団体さんと一緒に行う防除活動に当たっては、こういった資金支援、また、専門家人材事業などもやっておりますので、そういった事業を御活用いただき、チュウゴクオオサンショウウオと交雑個体については、生態系に被害を及ぼす影響のおそれのある特定外来生物として、しっかり防除活動に当たっていただければありがたいことだと思っております。

以上です。

【戸田座長】 関連して、もしくはほかに御意見がありましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

今、説明があったとおりで、片や特定外来生物、片や特別天然記念物という、外来と在来が接しているような状況の中で、実際に規制をすとか、防除するといったときにも、既に京都市さんとか、名張市さんですか、かなりやられている部分もありますので、そういうところに見習いながらやっていくことになると思うのですけれども、物も大きいですし、識別も基本的にはできるけれども、中にはややこしい個体もいたりして、いろいろ大変だと思うんですね。

あとは、特定外来生物になったことによって、社会的にどういうふうに広めていくのか、ハイブリッドを見つけたら、一般国民はどうしたらいいのかということとか、貴重なオオサンショウウオがいますとあって、例えば届出があって、動物園でそれを引き取ってみたら交雑であることが分かったときにどうしたらいいのかという、その辺がまだ十分整理されていなかったり、合意形成されていなかったりするところがありそうな気がするのです、そこは今後の運用を進めていく上の大きな課題になるなと思っておりますので、お考えいただきたいと思っております。

三谷さん、飼育関係のものとも、飼っているやつを逃がさないのはもちろんですが、動物園に持ち込まれてしまったり、動物園が相談を受けたり、水族館が協力したりということが結構あると思うのですけれども、その辺、動物園、水族館というお立場で、こ

の問題に関してどういうふうに関わっていくかというところが、もしコメントがございましたらお願いしたいのです。

【三谷委員】 先ほど石橋先生がおっしゃったみたいに、純系のチュウゴクオオサンショウウオというのが4種に分かれているというところから、まず動物園とか水族館で純系と言われている個体がどこに属するのかというのを明確にしなければいけなくて、さらに現地では見られなくなっているという部分もあるので、域外保全というところで、特定外来を域外保全するというのは何か矛盾しているような気がするのですが、域外保全をして、守っていくというか、純系のチュウゴクオオサンショウウオを守るというのも1つの動物園、水族館とか、研究施設の役割ではないかなと思っています。

もう1つ幼稚な質問かもしれないのですが、特定外来生物に指定されると、殺処分というのがどうしてもついて回ってくるのですが、今、防除したものにしまして、これに指定されると、殺してくださいねというような話になってくるのでしょうか。そこはケース・バイ・ケースなのでしょうか。

【末永専門官】 ありがとうございます。外来生物法の中では、殺処分をしたほうが良い、しましようといったような規定はないのですが、例えばですが、野生のチュウゴクオオサンショウウオを見つけました、そうしたら、それを生かしたまま移動すること、それは明確に法律で禁じられています。だから、例えば持ち帰るぐらいならその場で殺処分するとか、そういったご対応をお願いしているところです。

また、一方で、防除については積極的に行うよう規定されているところです。防除というのは、つまり、殺処分も含むという流れになると思うのですが、防除事業の中においては、殺処分といったのも積極的にとっているところです。

【三谷委員】 ありがとうございます。やっぱり動物園とか水族館は、生かすということ育てるということを商売にしていますので、殺処分というところにはちょっとハードルが高い部分もあります。そこは個人的なあれなので、いいのですが、

それとあと、今いる個体、確かにプールでというのも三重県でもあるのですが、今いる個体、これが指定されると、どういう扱いで、個体識別ができるようにしてくれとか、何が作業として発生するのかなというのがちょっと心配ではあるのです。これは動物園、水族館でも今飼っているものも当然届出、飼養許可を出さなければいけないと思っているのですが、それに対してどういうものでしょう。

【戸田座長】 これは普通の飼養等許可かなと思うのですが、環境省さん、いかがです

か。

【末永専門官】 おっしゃるとおり、普通の飼養等許可を要する種として指定したいと思っています。そういった許可を要しない組として、今年度から特定外来生物に加わりますアカミミガメなどは、一般家庭で飼われている数も大変多いということで、許可などはしばらくは不要ということで、条件付特定外来生物として指定されておりますけれども、また、いきなり規制をかけることによって、逆に逃がす方もいらっしゃるかな、それが逆に生態系への被害を助長してしまうということで、そういった扱いをしているのですけれども、今回のチュウゴクオオサンショウウオについては、少なくとも一般家庭で多く飼われている種ではなく、動物園さん、また、地方公共団体さんなどで飼われているというのは存じ上げているのですけれども、そういった規制をかけることで、逆に逃がしてしまうようなことはないと思いますので、外来法に基づく適切な管理を行っていただければということで、通常の特定期間指定とさせていただければと思っております。

【戸田座長】 ありがとうございます。特定外来生物ですから、生態系に明確な被害を与えるわけで、今までよりはちょっと扱いは厳しくなって、ちゃんと許可を取って、飼養等の基準に則って、逃げ出さない形で飼い続けなければいけないということになるかと思えます。

【三谷委員】 もう一つ質問なのですけれども、例えば海外の動物園なんかは教育的な目的で、遺伝的にハイブリッドはこんなになっちゃうんだよというのを見せたいということで、要請をいただいたときに、輸出というのが可能なかどうかというところなんですけれども、1つの考え方として、遺伝的に汚染されたものを積極的に海外に出すということはあるまいという考え方もあるとは思いますが、日本のサンショウウオがミソニアンとかいろいろなところに行っていますけれども、遺伝的に汚染された交雑種を、海外からの要請に応じて輸出できるのかどうかというところなのですが。

【戸田座長】 環境省さん、いかがでしょうか。

【末永専門官】 少なくとも外来生物法の中では、輸入に関しては規定されているのですが、輸出に関しては特に規定されていないので、そういった海外の要請に基づいて輸出していただくというところは、もちろん（空港までの）移動にかかる規制などはありますので、そこは引き続き気をつけていただければと思うのですけれども、国内移動の話ですね、輸出そのもの自体は特に（法的な規制はない）ということです。ただ、ほかの法令で、見ていただいたほうがいいのかあるのかなと思っています。ここは従前と変わらず

だと思うのですけれども。

【三谷委員】 それは相手国の法律を見てほしいというのか、種の保存法とか、そういう関係を見てほしいとかという。

【末永専門官】 おっしゃるとおり、種の保存法関係です。私も不勉強なのですけれども。

【三谷委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石橋委員】 輸出の話つながりなのですけれども、以前、亡くなった千石先生が、指定された後の行き場に困るようならば、水産加工場のようなものを整備して、そこで積極的に食肉利用するべきだなんていう意見を出されまして、いろいろ、過激だとか、過激じゃないとかという議論もありましたけれども、中国では、わざわざ利用するために養殖とかなさっているんですね。だとすると、例えば日本のオオサンショウウオの純血のやつらは、生殖年齢が来てしまう前に積極的に確保して域外保全、一方で、純血のチュウゴクオオサンショウウオも積極的に確保して域外保全、なんだけれども、ハイブリッドに関しては、申し訳ない、残念だけど、でかいし、飼育するのも大変で、恐らく現場の飼育スペースとか、マンパワーとかも多分いっぱいいっぱいだと思うので、そこを空けてやるという意味でも、ハイブリッドのほうは積極的に処分せざるを得ないかなと思うんですが、現場の方たちもそこで殺すという作業に心を痛めていらっしゃるのかなとは、負担になるんじゃないかなと思います。これをまるっと丸投げという考え方もどうかと思うのですけれども、欲しいという人がいるのだったら、そこに出していくということも建設的なのかなと思うのですが、実際、動物園水族館協会の企業会員か何かで、中国人の実業家がいるんですよね。動物の輸出入なんかも行っていて、例えば日本の余剰の増えちゃった動物園の動物を中国に入れて、その代わりに、中国から日本で手に入らないような動物を動物園に入れるという仕事をしている人がいたりとかするので、実際、いざとなつて、ハイブリッドの個体たち、行き場に困るのだけれども、中国に持っていってもらえないといった場合には、多分そういう仕事もしてもらえるのかなとは思いました。いずれにしろ、ハイブリッドの個体に関しても、積極的に出ていってもらって、場所を空けないと、いろいろパンクしてしまって、現場の人たち、かわいそうなのかなと。とにかく殺す作業というのを現場の人たちにおっかぶせるのも気の毒なのかなという印象を受けました。

以上です。

【戸田座長】 御意見、どうもありがとうございます。デリケートな問題も含まますけれ

ども、とても重要な意見だと思います。やはりオオサンショウウオは、日本の河川生態系の頂点、食物連鎖の頂点にいるような生き物で、私ども、関東に住んでいる立場からすると、西のほうにいる憧れの動物という感じですが、非常に特別な世界最大の両生類、特別なもので、私も何回か見せていただきましたが、こんな大きいものが川にいるのかなという、純粋に感動を覚えるわけですね。そのようなところが今のような交雑が進んでいるという状況になってしまっていて、交雑個体が既にたくさん出てしまって、それを取り除いているという現状がある中で、その取り除いたものをどうするのか。だけど、今、石橋委員からお話があったとおり、そこが合理的にいろいろ進めなければいけない部分もあると思いますので、殺処分も含めて、そういうものを改めてどうしたらいいのかというところをこれから議論しなければいけないと思います。もちろん、みだりに殺していいわけではないですから、そこは十分配慮する必要はあると思うのですが、一方で寿命も非常に長い動物ですし、終生飼養ということもとても大変な中で、限られた飼育・飼養のリソースをどう振り分けるかということとか、それから、防除の現場をどう円滑に進めるかということとか、そこにまた変な取り違えが起こらないように十分同定をしっかりとさせるとか、その辺、一連のものとしてまた御検討いただきたいと思います。

ほかにこのサンショウウオの件につきまして。

【鈴木委員】 今、ハイブリッド個体の扱いについて、頭が痛いという話があったのですが、私ども、もちろんそうなのですが、やはり一番に考えなければいけないのは、日本の本来のオオサンショウウオをどうするかという問題だと思うのです。それが私は一番最優先すべきものだと思うのです。もちろん、チュウゴクオオサンショウウオだとか、ハイブリッドを何とかしなければというのは考えなければいけないのですが、今の話だと、どうやってハイブリッド個体を分けていこうかみたいな話になってしまっているの、そうではなくて、日本の国の中で、日本の生き物を守るというところをまず一番に考えていくと。そういった中で、ハイブリッド個体の処理方法を考えなければいけないというのが、その下に来るはずだと思うのです。

なので、繰り返しになりますけれども、日本のオオサンショウウオをどうやって守っていくのか、そして、守るのはやはり自然の中で守るべきだと思うのです。域外保全も1つの方法だと思うのですが、それを最初から考えてしまうのはちょっと違うかなと思います。もちろん保険という意味では非常に大事だと思うのですが、やはり日本の本来の自然の中でどうやって日本の生態系を守っていくのかというのを考えていく。それ

を一番初めに置いておかないと、違った方向に行ってしまうかなというふうに思ったので、そこだけ注意していただければというか、気になったので、申し上げました。

【戸田座長】 非常に真っ当な重要な貴重な御意見、ありがとうございます。京都大学の松井先生の言い方によると、日本の両生類の中で最もよく調べられている種類がヒキガエルとオオサンショウウオであるというふうに本に書いてありましたが、やっぱりオオサンショウウオと関わっている方も多と思いますし、まさに域内で調査、保全もそれぞれ進んでいると思いますので。ただ、その中で、かなり上位の脅威としてハイブリッドの問題が来ていると思いますので、今、鈴木委員から御指摘いただいたことを念頭に置きつつ、いろいろな保全のための取組を進めつつ、その中の1つの大事な柱として、交雑問題への対策とか、それから、今定着している場所からほかへ持ち出さないとか、拡散させないということが最も大事になると思いますので、その辺の方策も含めて取り組んでいくのが筋かなというふうに思います。

2時に近くなりまして、大分時間も押してきておりますので、そろそろ次の議事の2に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【三谷委員】 1つだけ環境省さんにお伺いしたいのですけれども、このタイムスケジュールというのは、もうちょっと早めるというわけにはいかないんですか。喫緊のことだと思っているので、その辺りはいかがでしょうか。

【末永専門官】 ありがとうございます。来年夏頃をめどに指定に移れたらと思うのですが、WTOへのSPS通報だったり、パブリックコメントだったり、どうしても政令改正上必要な手続になりまして、それらに関して1か月とか2か月とか、そのぐらいは少なくとも要することになっています。なので、私どももなるべく早く事務手続はしてまいりますけれども、一定期間はかかってしまうということはあらかじめお伝えしておければと思っています。

【三谷委員】 先ほど、来年の夏頃と聞こえたのですけれども。

【末永専門官】 失礼しました。来年度です。令和6年の夏、半年後ぐらいにはと思っています。

【三谷委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【戸田座長】 そうしましたら、議事の2、未判定外来生物の判定についてということで、事務局から資料説明をお願いいたします。

【末永専門官】 資料2-1を投影させていただいております。

外来生物法の第21条に、未判定外来生物について輸入届出をするようにという条項があります。これに基づき、昨年の10月に、1つ届出をいただきました。届出をいただいた場合は、環境大臣、農林水産大臣、法律の主務大臣が、いただいた種の危険性に関して判定をして、その内容を届出いただいた方に6か月以内にお返事をしなければいけないという制度となっております。そのため、今般、この場にて、この種について御議論いただければと思っています。

対象の種としては、アフリカヒキガエルという種でございます。届出者様によると、ブルキナファソから輸入したいということです。

こちらの資料は以上とさせていただきます。

資料2-2で、先ほどのチュウゴクオオサンショウウオと交雑個体に関する資料と似たようなつくりでございますけれども、危険性の評価の案として用意しております、2ページ目に行きます。

分類としては無尾目のヒキガエル科ですけれども、結論としては、アフリカヒキガエルについても、生態系等への被害が予測されることから、特定外来生物に指定してはいかがかと思っています。

生態系被害防止外来種リストにおいては、今のところ掲載されていない種です。

原産地については、サハラ砂漠などを除くアフリカ大陸に広く分布するというもの、定着については、日本ではまだ報告されていません。

評価の理由に関しては、アフリカ大陸に広く分布するヒキガエル類であり、分布域は熱帯に限定されているわけではないため、この種が我が国に侵入すれば野外に定着してしまうおそれがあると思っております。旧ヒキガエル属のカエルは中大型の種が多く、共通して比較的乾燥にも強く、食性の幅が広く、多産であり、また、皮膚に毒を持つといった性質があるので、様々な環境に適応、定着する可能性が高く、捕食や在来ヒキガエル類との競合により生態系への被害を及ぼすおそれがあると考えています。

以下は、関係する文献を基に情報をまとめたものですが、特筆して申し上げたいということとしては、この種自体の情報がなかなか今回集まらなかったということがありました。ただ、先ほど申し上げましたとおり、その他の関連情報の2つ目の丸ですけれども、もともと分かっている*Bufo*属というのでは、中大型とか、そういった性質が認められていて、ほかの国での定着も実績があり、例えばですけれども、オオヒキガエルについては、既に特定外来生物に指定されているものですが、日本にも導入されておるとい

うことで、南西諸島とか小笠原諸島で、昆虫を始めとする小動物を食べ、また、毒によって希少種などに影響を与え得るということになっていきますので、それと同じ括りの同じ属に属するというので、未然防止の観点から、今回は特定外来生物に指定できたらと思っています。

もう1点、御説明しておきたいのが、今回、*Bufo regularis*ということで指定を検討しています。その理由としましては、参考資料1の2ページで用意しております、外来生物法の施行規則というのがあるのですけれども、その中で、未判定外来生物に関してリスト化している条項がございます。その中で、旧学名に当たると思うのですけれども、まず、*Bufo*属ということで全体整理をしております。なので、今般の御提案としては、旧学名の*Bufo*属ということで*Bufo regularis*という学名にて御提案させていただきたいと思っています。

以上でございます。

【戸田座長】 御説明、ありがとうございました。

ただいまの資料説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

【鈴木委員】 先ほど、最後に説明があったのですけれども、どの学名を載せるかというのは、何かルールができたりとかしないんですかね。ただ、一方で、日に日に学名が、研究の進展によって変わっていくので仕方ないと思う部分があるのですけれども、そうしないと混乱する可能性があるということですよ。今回の場合、属名が変わっただけなので、まだいいのですが、先ほどオオサンショウウオみたいに複数種が入っちゃうとかというふうになると、ちょっと意味合いが変わってきたりすると思うんですね。なので、リストそのものづくり方の問題なのかもしれませんけれども、そこら辺をうまく実用的な部分も含めながら、抜け穴がないようなものをつくるという体制づくりをお願いしたいかなと思います。本筋とは違うのですが。

以上です。

【戸田座長】 本筋と違うけど、結構大事なところかなと思うんですけれども、環境省さんから何かお答えがありましたらお願いします。

【末永専門官】 ありがとうございます。学名の政令上の書き方について、特にこれじゃないと駄目というような規定はないのですけれども、私ども、古いやり方かもしれないのですが、基本的に前のもの踏襲で、前、こう書いてあったので、このように政令で書きま

しょうみみたいなことをやっているの、いつまでも古いものが残っているということですが、きちんとした学術根拠を持って新しく組み立てていくことは、全くもって可能なことですので、現状、*Bufo regularis*、*Bufo*属以外にも、学名を見直さないといけないものがちょこちょこあるということで、どのタイミングでしっかり整理できるかは、今は申し上げ難いのですけれども、いずれはせねばと、問題意識は持っているところでございます。

【戸田座長】 ありがとうございます。オオヒキガエルについても、今、*Bufo*を使っている文献は、最近出たものでほぼないと思いますし、ここはやっぱり一定の期間の中でちゃんと再整理して変えていくと。これ、特定外来生物の場合は政令で定められていて、政令を変えるということはかなり重たいことであるというのは存じておりますけれども、例えばワシントン条約と紐づいて、国際希少野生動植物種の場合には、学名が変わったらそれに対応して指定のほうも変えているという運用があって、特定外来生物の場合、それよりはるかに広い、たくさんの無脊椎動物を含んだようなものを扱わなければいけないという大変さはありますけれども、そこは種の保存法に倣う形で、随時とは言わないけれども、数年に1遍ぐらひは新しい学名に切り替えていくような仕組みをぜひつくっていただきたい、そういうやり方に切り替えていっていただきたいと私からも発言しておきます。

ヒキガエルのほうに戻りたいと思いますけれども、三谷委員は現地でアフリカヒキガエルを御覧になっているというふうにお聞きしたのですが、どういう動物か、もし情報がありましたら補足いただきたいのですけれども。

【三谷委員】 1996年の時点なのですけれども、西アフリカのギニア・ビサウという国に100日ほど滞在したことがございます。その際に、いっぱい見ました。普通種です。花壇の下とか、そういうところをちょつとのぞくと、いたりとか、あと、向こうは側溝といっても、上にグレーチングとかそういうのがないような側溝が結構ありまして、その陰に隠れていたりとかというので、結構楽しく観察させていただいたのです。

ただ、*Bufo*に関して、ヒキガエルに関して、評価の理由というところを見ますと、ヒキガエル全般に言えることだと思うんですね。私もいろいろなカエルを飼育してきましたけれども、ヒキガエル全般に言えることで、これ、言い始めたら、どんなヒキガエルも全部特定外来に入っちゃうやんみたいなイメージを受けてしまうんですけれども、これ、流通量が、正式に輸入されている、コマーシャルベースに乗っている流通量というのが一体どれだけあるのというような感じは受けます。卸業者さんとか、そういう方とのお付き合い

もいろいろありますけれども、アフリカヒキガエルというものを我々購入したことがないんですね。どういうあれで、この種、*regularis*自体が上がってきたのかなというのが、ちょっと疑問に思うところがございます。オオヒキガエルの場合は、原産地のオオヒキガエルが入ったぞみみたいな形で、2000年だったか、これぐらいの、ガイアナ産とって、まさしくオオヒキガエルです。あれが輸入されたことがあって、それでわっと広がったことがあったんですけれども、アフリカヒキガエルというのが、評価の理由というのが、そこまで当たるんだろうかというのはあります。

現地で見たときの最高気温と最低気温のデータがありまして、ちょうど行っていたのが乾季だったのですけれども、最低気温が20℃を切るぐらい、21℃、それと、最高気温が50℃近い、52℃という記録を残してありますけれども、40℃超えのところでも見られたということで、非常に幅広く分布できる生き物である。でも、これはヒキガエル全般に言えることで、結構幅が広いんですね。そうなってくると、*regularis*をとというのが、何かいまひとつ分からないのと、これがすごい数、今、流通が始まっていますよというのであれば、何か手を打たなきゃとは思いますが、ここまでの議論を私は知りませんので、ちょっと突拍子のないことを言っているかもしれませんが、そういうふうに思いました。

【石橋委員】 要は、輸入申請されたので、その段階でジャッジしなければいけないということで議論されていると思うのですが、似たような関連の質問で、今回の輸入申請の理由とか、輸入したいという数とかは分かるんですか。やっぱり公表するのは障りがあるんですかね。例えばペットで流通させる目的で1,000匹入れてみたという話で、確かにこれが通っちゃうと、合法的にペットにできるアフリカヒキガエルとしてのニーズが一気にこの種類に傾きますので、一気に流通量は増えると思うのですが、今回の細々1～2匹、毒の研究のためにどこかの大学の先生が入れるんですとかという話なんですかね。どうなんですか。

【末永専門官】 ありがとうございます。届出の詳細の内容は、届出者様の保護ということで申し上げ難いのですが、少なくとも大量にペットとして飼うような規模ではないです。それでしたら、むしろ特定外来生物に指定された後も許可が通らないということになりますので、そういう内容ではなく、御推測のとおりといいますか、少数、そういった許可が通るような目的で入れたいという御希望でした。

【石橋委員】 そうすると、以前、アノールの種類を輸入申請なさった方がいて、そのと

きに同じような話合いが行われたのですけれども、結局、そのとき、いろいろ議論が交わされた中で、最終的に、この種類をどのように扱うかとか、どの場所、例えば沖縄で飼ったらどうか、北海道で飼ったらどうかというのは抜きに、日本全国、全部適用ということで、それを例えばわざわざ沖縄のやんばるに放しにいった場合に、環境に対する悪い影響がないということが証明されない限り、日本に定着前提なんですよね、定着させた場合に、環境に対する影響がないと証明されない限りは指定せざるを得ないという議論の流れになっていったんですよ。なので、それ以降、輸入申請された段階で、全部、どんどん、自動的に黒になっていっちゃうという、そういうお話の流れがそこで確定してしまうのですね。前回のアノールか何かのときに。なので、その流れでいけば、議論しないというのはよくないのですけれども、議論の余地なく申請された段階で、自動的に特定外来に指定されていくというふうに僕は認識していたんですけれども、その辺、どうなんですか。

【末永専門官】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、未判定外来生物という枠組が、言ってみれば、特定外来生物にはならないけれどもというので、ある程度、もしかしたら、生態系被害があるかもしれない、でも、それが分からないというののブラックリストですので、それを入れたいという時点で、比較的、生態系に被害があるだろうみたいな話になり、そのまま特定外来生物に指定されるという流れは確かに主流ではあります。ただ、過去には、日本で定着する可能性が低いであろうとか、そういったことを理由に、特に特定外来生物まで至らず、逆にしっかり判定いただいたから、ブラックリストには入らなかったというような整理がなされた種もございます。

【石橋委員】 ヒキガエルはどこでも棲めるという話で、これを入れた場合に、影響がないということを証明するのは極めて難しいと思うんですよね。影響がないということを証明できない以上はやっぱり黒となっちゃうという、前回のアノールのときもそういう不毛な議論だったような気がするのですけれども、大丈夫だという研究データとかはないんですよね。

【戸田座長】 それはないでしょうね。

【石橋委員】 だとすると、残念なことに、議論の余地なしとなっちゃいますね。

【末永専門官】 その点は、これを言い出したら元も子もないのですが、法律のつくり的に、どうしても未然防止の要素も入ってしまい、生態系被害を発生させるおそれのある生物から積極的に特定外来生物に指定して、法の目的を達成しようというつくりになってお

りますので、今回も影響がないという、また、定着を絶対しないというデータを見つけられなかったということが直接的な理由にはなりませんけれども、未然防止の観点で指定できたらと思っているものです。

【石橋委員】 実際、あまり身近じゃない生き物なので、聴診器を当てたこともないですし、あまりびんと来ないですけれども、前回の流れで言うと、これは証明できない以上はそうなっちゃうよなという、資料をいただいた段階でずっと思っていました。

【戸田座長】 藤田補佐、関連でですかね、御発言をお願いします。

【環境省 藤田外来生物対策室室長補佐】 三谷先生の御指摘について回答です。先ほどアフリカヒキガエルの性状、生態が書いてあったと思いますが、ヒキガエル属はみんなそうではないのかな、アフリカヒキガエルだけじゃないよねというふうにおっしゃったのですけれども、まさにそのとおりです。私どもは、「未判定外来生物」として、ヒキガエル科の中のヒキガエル属、旧*Bufo*属を全部挙げております。ですので、今回、その中で、たまたまアフリカヒキガエルを輸入したいということで、俎上に上がっているわけです。旧*Bufo*属は全て「未判定」になっており、うち幾つかは既に具体的な種名で特定外来生物になっており、「未判定」はそれ以外の*Bufo*属全部という形になっています。つまり、先生のおっしゃるとおり、*Bufo*属は全部、毒を持っていたりとか、乾燥に強いとか、そういう性質があるのではないのか、という点はまさに御指摘のとおりでございます。

以上です。

【石橋委員】 一定数のヒキガエル愛好家の方たちもいるわけですよ。できることなら、外国のヒキガエルを飼いたいなというふうに関心を持っている方も多くて、飼える種類がいるのだったら、ペット業界の人たちも、今、いろいろ逆風で、斜陽になりつつあるので、新しい商材としてそういうのが入れれば彼らのためにもなるかなと思うんですが、仮に例えばヒキガエル属の中で、これなら日本に定着しないんじゃないのかなという目ぼしいのを例えば僕が見つけて、日本の屋外、沖縄の人にも協力してもらって、みんなで日本で定着しない可能性のあるヒキガエルを探して、新しい商材として爬虫類業界、ペット業界を活性化させようぜなんて思ったときも、基本的には輸入しなきゃならないじゃないですか。研究をするために。そうすると、この議論に乗っかって、国の機関、ゼロになっちゃって、指定されるという流れにもなりますよね。別に意味のない意見ですけれども、不思議な仕組みだなとは思いました。

【戸田座長】 御意見、ありがとうございます。

ちょっと先走りですけれども、資料3に、今回検討しているものが指定されたときには、両生類に関する特定、未判定、種類名証明書添付生物がどうなるのかというのが出ていまして、これを見ると、未判定のところの、ただし、次のものを除く中に、特定外来生物のヒキガエルの仲間、在来種のヒキガエルの仲間と、あと、輸入が特に規制されていない5種が出ていますね。後ろのほうで学名が括弧書きになっている幾つかがそうだと思いますけれども、例えば旧*B. viridis*、ヨーロッパミドリヒキガエルなんかは、未判定にもなっていないので、輸入できるんですよ。これは最初、2005年かな、オオヒキガエルが最初に指定されたときにこういうような運用になってきていたと思うのですけれども。だから、今、外国産のヒキガエルで輸入とか流通、生きた状態で所持ができるのは、後ろの5種になっていますので、そこは御参考までに見ていただければと思います。一方で、これらの種類が、侵略性が低いのかどうかということが十分検討されてはいないと思うので、そこはそこで、今からここ、私、どうしようという意図を持って言っているわけではないのですけれども、旧*Bufo*はたくさんものを含んでいるので、一度整理していく必要があるだろうと。先ほどの分類の見直しに沿って、特定外来生物の学名を変えるのは必要だと思うのですけれども、じゃ、この未判定外来生物のヒキガエル属の全種って何だということも含めて、もう少し科学的、合理的な判断をしてもよいのかなということとは感じております。

関連して、もしくはほかに御意見がありましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

【三谷委員】 話が繰り返になってしまうかもしれないのですけれども、輸入の申請があったから、未然に防ぐのだというような意味合いで特定外来に入れてしまうという論法なんですね。そうなってくると、世の中に絶対ということはないので、絶対定着しない、それを証明できるすべというのはないわけで、ことごとくそうになってしまう。そうなってくると、こんなことは言いたくないのですが、ロココヒキガエル、*B. paracnemis*ですね、あれも*Bufo marinus*族と言われるぐらい似通ったものなので、例えばパラグアイ、ボリビア、あっちのほうへ行きますと、これも山のようにおります。以前は流通していて、何で流通しなくなったかという、パラグアイのマーケットが閉まって、パラグアイ自体が、こういう生き物はほぼ海外に出さない、ブラジルもそうなのですけれども、なるべく出さないという方向で動いているので、あまり出なくなっているのですけれども、ボリビアからだったら別に出たりとかするわけなのです。そういうのを考えますと、アフリカヒ

キガエルという、本当にコマーシャルベースにも何にも載っていないような生き物を特定外来に入れる、それを特定外来に入れるかどうか議論するということが自体がちょっとナンセンスのような気がしてくるのですけれども、そのあたり、環境省さんの姿勢というのはいかがなものでしょうか。

【末永専門官】 繰り返しになってしまうのですけれども、もともと生態系への被害があるかどうか分からない、未判定の生物として括られていたというのが前提にあり、今回はそれを判定しようというきっかけが来たので、判定いただいているという流れになっています。それ自体はおっしゃるとおりに生態系への被害を否定できるような材料がないから、指定のほうでどうですかという話になってしまっているのですけれども、もともとの法律の目的を考えますと、生態系への被害が発生するようなことがあらかじめ予想されているのであれば、それを積極的に未然防止しましょうというような趣旨も含まれますので、今回の整理というのは妥当ではというふうに事務局としては思っています。

【三谷委員】 妥当だとはあまり思わないのですけれども、そういうものなんだなど、新参者ですので、申しわけないです、ありがとうございます。

【戸田座長】 先ほど石橋委員おっしゃったとおりで、こういう議論は爬虫類・両生類のグループ会合の中で何回か出ていたと思うのです。私が委員に就任する前の会合の中でも、議事録が公開されているので、それを読んでみると、やっぱり同じような意見が出ていたりして、未判定外来生物は、いまだ判定されていないということで、要は判定を保留した状態にあって、輸入の届出が出てきた段階で判定をしなければいけなくて、基本、予防原則に沿ってかなり厳しめに判定され、多くの場合には特定外来になると。ちょっと前ですけれども、哺乳類で、シロ判定というのがあったので、そういう例もありますし、例えば非常に小型で、森林にしかおらず、あまり侵略的でないような要素をたくさん持ったようなものがもし届出が出てきたときには、もう少し悩むという場面はあるのかなと思いますが、一方で、今回のアフリカヒキガエルの場合には、私も現地もよく知りませんし、物も見ることがないのですけれども、旧ヒキガエルの中ではまあまあ大きくなる、卵は非常にたくさん産む、攪乱地にもいて、乾燥にも強い、熱帯雨林からかなり乾燥したところにおすすめということで、日本だと寒冷地域には多分定着しないと思うのですけれども、南日本、特に南西諸島とか小笠原では、かなり繁栄しそうな感じもあるので、そういう点では、私は、指定やむなしかなというふうに思っておるところです。

【三谷委員】 事態をもたらしている要因というところで、アンダマン・ニコバル諸島に

1922年に持ち込まれ定着しているという、この一例を挙げていますがけれども、1922年って、すごい古いデータだと思うんですが、それ以外で定着していく場所が、レユニオン島とかカーボベルデの各島に導入されているというのは多分何かに載っていたのでしょ
うけれども。オオヒキガエルと違って、どこまで。例えば世界のワーストの侵略生物とい
うのがありますよね。オオヒキガエルなんかトップテンの中に入ってくると思うのですけ
れども、アフリカヒキガエルという生き物がどこまでのものかというのが評価されている
んですか。

【戸田座長】 恐らくあまり分かっていないと思います。オオヒキガエルとウシガエルと
いうのは、ちょっと特別で、非常に大きくなる種類で、利用の目的のために、意図的に世
界中にばらまかれたという経緯があって、多分、その2種のカエルは、相当、両生類全体
の中でも特殊例だと思いますし、それが特定外来生物になるというのは非常に明確とい
うか、分かりやすい例だと思うんですよね。そのほかの多くのものはそこまでではないので
しょうけれども、例えばヘリグロヒキガエルとか、アジアジムグリガエルというのは、割
と最近になってから指定されていますけれども、非常に攪乱された土地にもいて、いろい
ろな場所にすめて、生活力の高いカエルだと思いますけれども、アジアジムグリガエルが
殊さら侵略的かどうかというところは、なかなかそういう事例もないですし、そういう観
点での研究もないと思いますので、客観的、科学的な証拠をもって、こういう侵略性が生
じるのだということを言い切るのは多分難しいという状況でしょうね。逆に、そういう中
で、我々は、ありあわせの情報を使いながら判断を迫られているというのが現状だと思
います。

【石橋委員】 定着するかしないかの検証目的の研究というのも、過去のデータ、要する
に定着するかしないかの判断基準によって、過去の論文がないとかというのが困ったこと
なわけですがけれども、じゃ、研究してやろうじゃないかということに関しても同じ流れに
なるわけですね。

【戸田座長】 はい。原産地の気候と、輸入先、今回で言うと日本列島全土の気候のマッ
チングから定着のしやすさを判定する方法はあるはずで、日本の場合、非常に南北に長い
ので、それをやるとかなり多くのものが定着することになってしまうと。グリーンイグア
ナなんかは、ほぼ熱帯から亜熱帯にかけているようなものですがけれども、あんなもので
すら、八重山では定着してしまうということで、少なくとも気候的なハードルで考えると、
日本というのはかなり幅広なので、いろいろ受け入れてしまうという現状はあるのかなと

思います。ただ、今、石橋さんがおっしゃったような研究というのは、本来はそういう研究かやられて、それをもって判定するというのが筋であろうとは私も思います。

【鈴木委員】 確かに今のお話で、まだ検証できていないから指定するのはおかしいじゃないかというのも確かにおっしゃるとおりかなと思います。ただ、一方で、被害が起こりそうだとこのを未然に防ぐというのは大事だという話ももつともで、この場合、ヒキガエルなので、ヒキガエルに限らず、カエル類全般もと言われればそうなのですから、卵をたくさん産むというのでは、1回定着したら大変なことになると。加えて、ヒキガエルは毒を持っていたりするというのもあるので、野外に出ると、そういった毒による被害というのものもあるかもしれないということですよね。手前みそですけれども、私は北海道にいますので、北海道はアズマヒキガエルがすごくたくさん増えているのです。これは駆除できないぐらいにたくさんいます。どんなに頑張っても、それこそ、1ペアでも残してしまえば、それだけで何千もの卵を産むというぐらいなので、その点では、これはもしも出てしまったら本当に取り返しのつかない、もしも日本の野外に定着したら取り返しのつかないことになってしまうという可能性は非常に高い分類群なのではないかと考えております。

以上です。

【戸田座長】 本日、三谷委員、石橋委員からいただいた意見も重要だと思いますので、記録しておきつつ、今後の判定、未判定の判定をどう考えるのかというところは一度整理が必要かなと思います。

それはそれとして、本日、アフリカヒキガエルをこの委員会としてどうするかという結論を出さなければいけない状況で、事務局の案にある、これを特定外来生物にすべきということによろしいかどうか、ここは最後、明示的にお聞きしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいと思う人は手を挙げていただきたいのですけれども。

(3名は指定すべき、1名は指定すべきではないとの意思表示あり)

【戸田座長】 分かりました。三谷委員は、すべきではないというふうに考えますか。

【三谷委員】 はい、申し訳ないのですが。

【戸田座長】 分かりました。事務局として、これはどうなのでしょう。環境省さん。

【末永専門官】 委員の先生で1人でも反対されている方がいれば、特定外来生物に指定しないというわけでは、これまではそういうやり方はやってきていないので、さきほど、鈴木先生がおっしゃっていただいたような、予防原則でしかないのですけれども、ぜひ前

向きに指定することで、少しでも生態系への被害の可能性を摘み取れたらと思っているのですが、その点、いかがかなと思います。

【松本室長】 外来生物対策室長の松本です。御議論、ありがとうございます。

まず一番大事なのは、今回の専門家会合は、判断根拠の数が少ない、証明ができない、もしくは限られた情報の中で、外来生物法の主旨を踏まえた予防原則の観点から専門的な知見をいただいて判定評価をすると、その評価は、三谷委員、それから他の3方の中で濃淡ありますが、本日の検討の場においては、判定の評価はそれぞれの意見が分かれたという事実になります。そういった点を踏まえて、この後に、外来生物法の親委員会と申しますか、各専門分野のところで出た意見を集約した上で判断する、いろいろな分類群全体を対象に外来生物の生態系等への影響について総合的に見ていく検討の場がありますので、まずはそちらに持っていくというところが1つ。

一方で、今回新しく参画いただいた鈴木委員、三谷委員におかれては、お忙しい中、参画いただいた訳ですが、外来生物法における未判定外来生物の制度とか趣旨等の基本的な内容に関して、事務局のほうとして少し説明が足りなかった、もしくはこういう背景の中で、制度上のこういう経緯と立てつけで進めているという点への補足説明が必要だったかなと反省はしております。その点改めて、今日いただいた御指摘の中で、課題の部分を一回引き取らせていただいて、整理させていただければと思います。少なくとも、この場は、多数決や賛成一致で決めるというような位置付けの場でもないですし、賛同いただいた石橋先生からも言及ありました、そもそもの立てつけ部分の話も含めて、一回整理してフォローアップをさせていただければと思います。とはいえ、検討委員の中では、予防原則の観点から3方の委員からは指定妥当についての評価をいただいた事実、一方で三谷先生からは、アフリカヒキガエルについてはそこら辺の必要性まであるのかという疑問を呈されたというところで、最終的に親検討会の方での判定・議論の場へ引き取らせていただくことになろうかと思います。なお、親検討会開催までの間に、本日は限られた時間と基礎情報に基づいた検討でしたので、本日御指摘あった点を整理できる時間等あれば、親検討に向けてまた三谷先生とも座長を通じて論点整理という形で調整のご連絡をさせていただければと思います。

以上です。

【戸田座長】 時間も過ぎておりますので、進めたいと思います。

三谷委員、よろしいですか。

はい、議事の2に関しましては、今のようなことで一度閉じたいと思います。

最後、その他ということで、資料3にも言及してしまったのですが、事務局のほから御説明をお願いいたします。

【末永専門官】 外来法の第25条に、特定外来生物、未判定外来生物、また、それに類似した生物も含めて、輸入の際は、種類名証明書をつけましょうという制度があります。今回、一部保留のところもありますけれども、仮にチュウゴクオオサンショウウオ、また、交雑個体、アフリカヒキガエルが、生態系等への被害が予測されるため、また、認められるため、特定外来生物に指定しましょうという流れになったときは、種類名証明書の添付の生物の整理が、区分が変わっていくということになります。種類名証明書自体は、既にこの3種とも付けなければいけないことにはなっていたのですが、なもので、これをもって種類名証明書の必要性、要否が変わるとか、そういう話でもないのですが、生物種の区分が特定外来生物、未判定外来生物、そういうのが変わっていきますので、政令上、お示しの通り整理していけたらと思っています。

以上です。

【戸田座長】 ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、今日の全体を通しまして、議事1、2を含めて、言い足りなかったとか、疑問に思うとか、何か全般に関する御発言、御質問等がありましたらいただければと思いますが、皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、本日の議事はここまでということにさせていただきます。

これで、本日の議事全てを終了することができました。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお戻しいたします。

【事務局（今井）】 ありがとうございました。

最後に、松本室長から御挨拶をよろしくをお願いいたします。

【松本室長】 改めまして、本日は限られたオンラインでの時間の中で、詳細に専門的な知見から御議論をいただき、ありがとうございます。

まず、最初にありましたチュウゴクオオサンショウウオ、交雑種の被害判定に関わる資料作成において、オオサンショウウオの保全の観点で文化庁、それから、関係都道府県市町村の皆様にも多大なる御協力をいただいたこと、貴重な最先端の研究事例を提供いただい

た研究者の皆様、この場を借りて、改めて御協力に感謝いたします。そして、かねてより、特別天然記念物である在来のおオサンショウウオの保全に尽力されている地域の活動や学術関係の皆様のご努力にも改めて感謝を申し上げたいと思います。

説明にあったとおり、本日、指定が必要であるといいただいた意見を踏まえ、親検討会にも諮った上で、指定に向けての進めたいと思います。一方で、指定することが問題の解決ではなくて、本日、指定妥当という専門的な知見をいただきながらも、防除をどう円滑化するか、指定がかえって防除の妨げになったりしてはいけませんし、限られた飼養リソースをどう活用するか、それから負担軽減の観点や防除に当たり在来種が混ざってはいけませんので、同定や判別ツールの支援や、鈴木先生から言及があった、そもそもの目標、要するに在来の特別天然記念物のオオサンショウウオをどう保全していくかという観点を第一義に置いて、実行ベースと現地状況の中で、指定に伴って防除をどう進めていくかについて貴重な御意見をいただきました。指定の作業と並行しつつも、関係機関、それから、環境省の持っている交付金の制度の活用等の支援に向けた宿題とも考えておりますので、しっかりと丁寧に検討を進めていきたいと思っております。

それから、未判定外来生物、アフリカヒキガエルの件に関しましては、こちらも貴重な御意見、ありがとうございます。なかなかこれは制度上、法律上の立てつけの問題点の話もあった一方で、日本の生態系や生物多様性を保全するという第一義の目的を考えたときに、未然防止・予防原則の考え方において制度設計がなされている前提がございます。要するに、未判定で、今回、指定されなかったということになれば、それは“影響なし”と判定される結果になるわけで、逆に言えば、それは輸入しても問題ない、生態系被害に影響がないと言い切れない中でも、お墨つきを与えるような形にもなります。ですので、そこはどちらの考え方に依るかというのではなく、限られた情報と現行制度の枠組みで考えたときに、本日いただいた先生方の御意見と論点をしっかりと整理した上で、引き続き、親検討会のほうで指定の妥当性について、議論・検討をさせていただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。挨拶に代えさせていただきます。

【事務局（今井）】 どうもありがとうございました。

これにて第10回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）を終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

以上